

# 人事行政の運営等の状況について

## 江別市職員の給与・定員管理等について

④ 1	総括	p. 1
④ 2	職員の給与の状況	p. 3
④ 3	職員の手当の状況(特別職を除く)	p. 5
④ 4	特別職の報酬等の状況	p. 8
④ 5	職員の任免及び職員数の状況	p. 8
④ 6	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	p. 11
④ 7	職員の分限及び懲戒処分の状況	p. 11
④ 8	職員のサービスの状況	p. 12
④ 9	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	p. 12
④ 10	職員の福祉及び利益の保護の状況	p. 14
④ 11	公営企業職員の状況	p. 16
	◆水道・下水道事業会計	
	◆病院事業会計	
④ 12	公平委員会の業務の状況	p. 20

平成27年4月

江別市総務部職員課

# 江別市職員の給与・定員管理等について

江別市は、毎年度ごと、条例\*に基づき市の給与等の状況についてお知らせしています。

※ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第5号）

## 1 総括

### (1) 人件費の状況

市長、副市長などの特別職の給料や市議会議員の報酬、一般職員の給料・手当のほかに、共済費（民間企業の社会保険料の事業主負担分に相当するもの）を含む費用の合計は、次のとおりです。

住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
120,805	42,136,439	700,529	6,514,324	15.5	16.8

※ 平成25年度普通会計決算値

※ 普通会計とは、市のすべての歳出から ①公営企業会計 ②国民健康保険特別会計 ③介護保険特別会計を除いたもの。

### (2) 職員給与費の状況

人件費のうち、職員に毎月支給される給料に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの各種手当と民間の賞与にあたる期末・勤勉手当などを合わせた職員給与費は、次のとおりです。

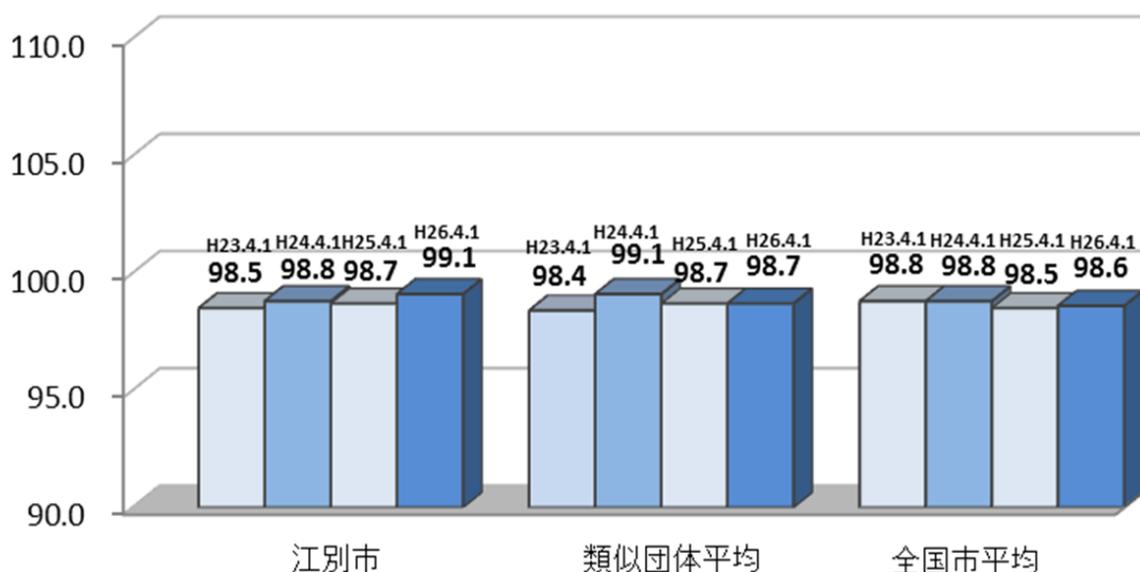
職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当*	期末・勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
707	2,590,929	627,221	943,685	4,161,835	5,887

※ 平成25年度一般会計決算値（一般職）

※ 退職手当を除く。

※ 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### （4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給与表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。1級全号俸及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の高位号俸は、最大約4%引下げ。

新たな給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準、江別市ともに0%

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給割合	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
江別市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項  
なし

**2 職員の給与の状況（平成26年4月1日現在）**

(1) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江別市（一般行政職）	41歳3月	307,693円	379,043円
			338,274円
国	43歳5月	335,000円	408,472円

注) 1 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均。

注) 2 「平均給与月額」の上段は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの（地方公務員給与実態調査結果による）。

同下段は、国家公務員と同じベースで比較するために、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いて再計算したもの。

(2) 職員の初任給の状況

職種・学歴区分		江別市職員		国家公務員	
		初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	(総合職大卒) 181,200円 (一般職大卒) 172,200円	198,200円 184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	(一般職高卒) 140,100円	148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職種・学歴区分		経験10年以上 15年未満	経験15年以上 20年未満	経験20年以上 25年未満	経験25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	276,427円	340,635円	378,320円	408,145円
	短大卒	—	313,800円	353,100円	—
	高校卒	—	295,425円	325,833円	341,720円

※ 民間企業等の経歴がある場合は、換算した期間を経験年数に含める。

#### (4) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

職員の給料は、給料表によって定められています。給料表は、職務の種類に応じて行政職、医療職、現業職に区分され、そのうち、行政職給料表の適用を受ける職員が最も多くなっています。また、それぞれの給料表には、職務の内容と責任度合いに応じた「級」と「号俸」（給料月額）が定められています。

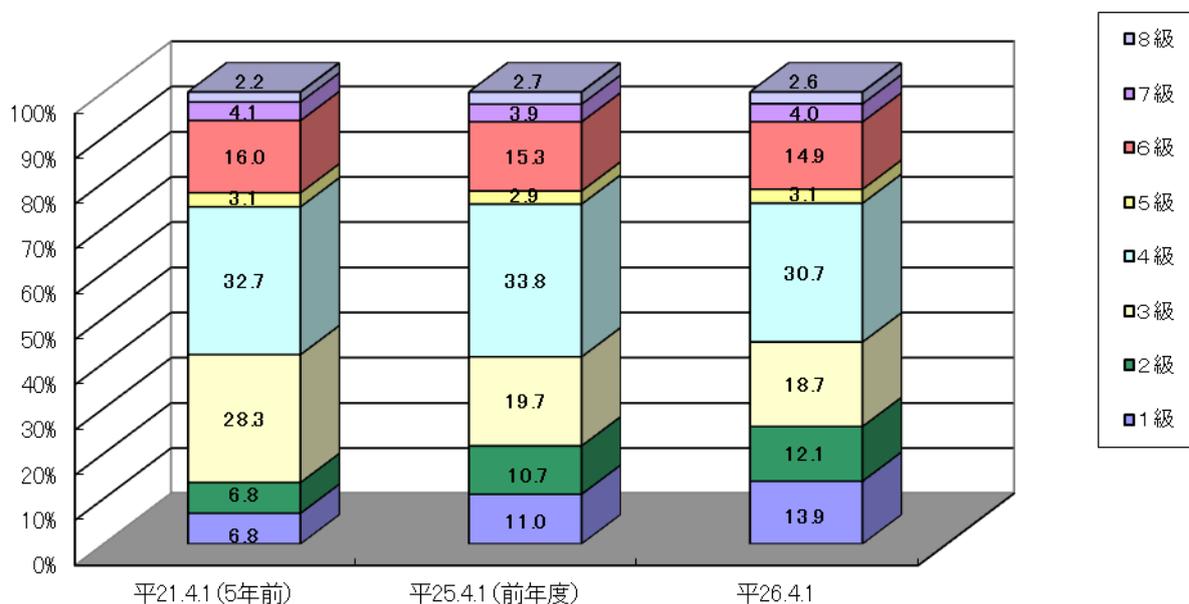
級	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	59 人	13.9%	135,600 円	243,700 円
2 級	係員	51 人	12.1%	185,800 円	307,800 円
3 級	主任	79 人	18.7%	222,900 円	354,700 円
4 級	係長・主査・主任	130 人	30.7%	261,900 円	388,300 円
5 級	主幹	13 人	3.1%	289,200 円	400,600 円
6 級	課長・参事	63 人	14.9%	320,600 円	422,600 円
7 級	次長・室長	17 人	4.0%	366,200 円	456,200 円
8 級	部長	11 人	2.6%	413,000 円	478,200 円

注) 1 江別市職員の給与に関する条例に基づく、給料表の級区分による職員数。

注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

注) 3 職員数は、行政職給料表適用者のうち、一般行政職に区分された人数（地方公務員給与実態調査結果による）。

一般行政職・級別構成比



### 3 職員の手当の状況（特別職除く）

#### (1) 期末手当・勤勉手当の状況

区 分		江別市職員		国家公務員	
支 給 月		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
決算額（平成 25 年度）		623, 211 千円	320, 474 千円	—	
1 人当たり平均支給額 （平成 25 年度）		881, 487 円	453, 287 円		
支給割合 （平成 25 年度）	6 月	1. 225 月分 (0. 65 月分)	0. 675 月分 (0. 325 月分)	同 左	
	12 月	1. 375 月分 (0. 80 月分)	0. 675 月分 (0. 325 月分)		
	計	2. 60 月分 (1. 45 月分)	1. 35 月分 (0. 65 月分)		
役職加算措置		部長職、部次長職：15% 課長職：12% 主幹職：10% 係長職：7% 主任職：5%		本省部長・課長：20% 本省室長：15% 本省課長補佐：10% 本省係長：5%	
管理職加算措置		該当ありません。		本省室長クラス以上について 10～25%	

注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

課長及び相当職以上の勤勉手当に反映。

#### (2) 退職手当の支給割合

退職手当は、江別市が加入している北海道市町村職員退職手当組合から、退職時の給料月額に勤続年数、退職事由に応じて定められている支給割合を乗じて支給されます。

(平成 26 年 6 月 1 日現在)

区 分	江別市職員		国家公務員	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続年数				
20 年	21. 62 月分	27. 025 月分	同 左	
25 年	30. 82 月分	36. 57 月分		
35 年	43. 7 月分	52. 44 月分		
最高限度額	52. 44 月分	52. 44 月分		
その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例 (3～45%の加算)		

### (3) 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給する手当で、札幌市内で勤務する職員に対し支給しています。(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	478千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	119,518円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3%	5人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.1% (99.1%)

注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

### (4) 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	11,119千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	79,423円
職員全体に占める支給職員の割合 (平成25年度決算)	20.3%
手当の種類(手当数)	16種類
代表的な手当の名称	防疫業務手当、用地取得等業務手当 消防業務手当及び医療業務手当 ほか

### (5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む。)

正規の勤務時間を超えて勤務した職員※に支給します。

支給実績(平成25年度決算)	262,416千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	537,738円
支給実績(平成24年度決算)	206,577千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	447,137円

※ 平成25年4月対象人数:488人、平成24年4月対象人数:462人

注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成 25 年度決算)	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養 1 人 6,500 円。15 歳から 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円加算。	同じ	—	82,512 千円	231,775 円
住居手当	借家などの場合(家賃 12,000 円を超える職員に限る)は、家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給。	同じ	—	69,092 千円	141,004 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用している職員に運賃の額などに応じて 55,000 円を限度に支給。ただし、自動車等を使用している職員は、通勤距離数に応じて 24,500 円を限度に支給。	同じ	—	30,148 千円	61,029 円
管理職手当	管理監督の職にある職員に支給。 部長職:68,400 円 部次長職:52,644 円 課長職:44,077 円	異なる	俸給の特別調整額として支給(46,300 円～139,300 円)	59,260 千円	569,811 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から午前 5 時まで勤務する職員に支給。 支給額=給料月額×12/(一週間の勤務時間×52-1 日の勤務時間×16)×25/100	異なる	支給額=給料月額×12/(一週間の勤務時間×52)×25/100	8,097 千円	76,389 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月まで支給。扶養親族のある世帯主:23,360 円/月、扶養親族のない世帯主:13,060 円/月、その他:8,800 円/月。	同じ	—	62,132 千円	89,786 円

#### 4 特別職の報酬等の状況

特別職の給料・報酬は、市内の学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会に諮り、市議会の議決を経て条例で定められています。(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	市 長	893,000 円	一般市類似団体における最高／最低額	
	副市長	722,000 円	913,500 円 / 504,000 円 807,500 円 / 481,000 円	
報酬	議 長	456,000 円	676,800 円 / 496,000 円	
	副議長	407,000 円	634,500 円 / 456,000 円	
	議 員	378,000 円	594,000 円 / 420,000 円	
期末手当	市 長 副市長	(平成 25 年度支給割合) 3.95 月分 (6 月:1.9、12 月:2.05)		/
	議 長 副議長	(平成 25 年度支給割合) 3.95 月分 (6 月:1.9、12 月:2.05)		
寒冷地手当	市 長	(平成 25 年度決算) 65,300 円		
	副市長	116,800 円		
退職手当		(算定方式)	(1 期の手当額*)	(支給時期)
	市 長 副市長	給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	18,310 千円 9,340 千円	任期毎 任期毎

注) 4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込額。

#### 5 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用試験の受験者数及び採用者数の状況 (平成 26 年度)

① 一般行政職 (第一回:平成 25 年 6 月 30 日開催)

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍 率
一般事務職	大学の部	340 人	14 人	24.3 倍
	身体障がい者の部	10 人	2 人	5.0 倍
合 計		350 人	16 人	

② 一般行政職 (第二回:平成 25 年 9 月 22 日開催)

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍 率
一般事務職	大学の部	427 人	15 人	28.5 倍
	社会人の部	166 人	4 人	41.5 倍

消防職	大学の部	34人	1人	34.0倍
	短大の部	20人	1人	20.0倍
	高校の部	39人	4人	9.8倍
建築技術職	大学の部	11人	3人	3.7倍
土木技術職	大学の部	10人	4人	2.5倍
心理職	資格の部	7人	1人	7.0倍
栄養士	資格の部	61人	1人	61.0倍
保育士	資格の部	23人	4人	5.8倍
合 計			798人	38人

③ 医療職（病院事務職含む）

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍率
看護師・助産師	短大・大学	30人	22人	1.4倍
薬剤師	大学	6人	2人	3.0倍
放射線技師	短大・大学	6人	1人	6.0倍
言語聴覚士	短大・大学	1人	1人	1.0倍
管理栄養士	短大・大学	2人	1人	2.0倍
病院事務	短大・大学	5人	3人	1.7倍
合 計			50人	30人

(2) 職員の採用及び退職の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

職 種	区 分	採用	退職			合計
			定年	勸奨	その他	
一般行政職		53人	26人	7人	16人	49人
技能労務職		0人	3人	1人	0人	4人
医療職*		14人	4人	1人	24人	29人
合 計		67人	33人	9人	40人	82人

※ 医師（7名）は、面接により選考。

(3) 部門別職員数の状況（一般職）（各年4月1日現在）

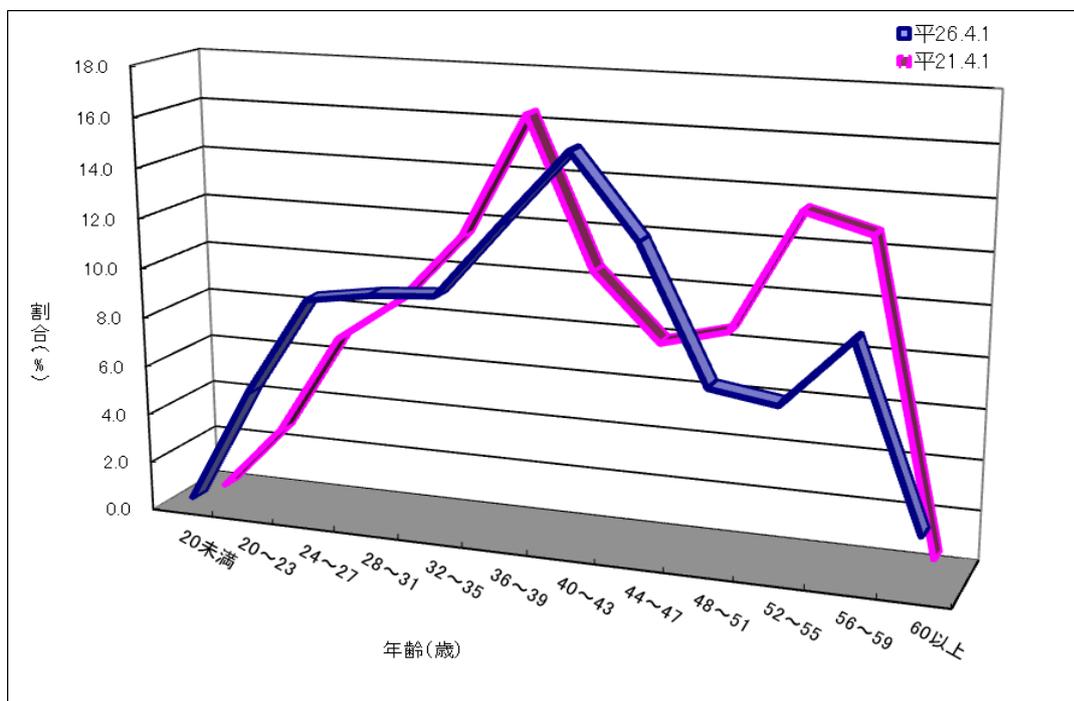
部 門 区 分		平成26年度	平成25年度	対前年 増減数	増 減 理 由
普 通 会 社 計	議会	8人	8人	0人	
	総務	111人	112人	-1人	組織の体制見直しによる減
	税務	40人	39人	1人	体制強化に伴う増
	民生	131人	127人	4人	体制強化に伴う増
	衛生	57人	56人	1人	体制強化に伴う増
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	16人	15人	1人	体制強化に伴う増
	商工	16人	17人	-1人	組織の体制見直しによる減
	土木	80人	78人	2人	体制強化に伴う増
	計	460人	453人	7人	

	教育	106 人	108 人	-2 人	学校業務主事の減
	消防	130 人	130 人	0 人	
	小 計	696 人	691 人	5 人	
公営企業等	病院	362 人	359 人	3 人	診療体制強化による増
	水道	44 人	45 人	-1 人	組織の体制見直しによる減
	下水道	24 人	23 人	1 人	北海道派遣による増
	その他	26 人	26 人	0 人	
	小 計	456 人	453 人	12 人	
合 計	1,152 人 [1,293 人]	1,144 人 [1,293 人]	8 人		

注) 1 職員数は一般職に属する職員数。 2 合計中、括弧内は、条例による定数。

(4) 年齢別職員構成の状況 (一般職)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)



(単位：人)

	20未満	20 ~ 23	24 ~ 27	28 ~ 31	32 ~ 35	36 ~ 39	40 ~ 43	44 ~ 47	48 ~ 51	52 ~ 55	56 ~ 59	60 以上	合 計
平 26.4.1	5	59	105	109	112	146	179	143	82	77	108	27	1,152
平 21.4.1	1	30	74	93	124	176	113	85	92	144	136	5	1,073

(5) 定員管理の状況

定員管理の数値目標 (A)	平成 25 年 4 月 1 日 職員数 (B)	(A) - (B)
806 人	806 人	-

※ 医療職給料表適用者を除く。

## 6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

市職員の勤務時間や休暇などは、条例・規則によって定められています。

### (1) 勤務時間等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

1 週間当たりの勤務時間は、38 時間 45 分（1 日当たり 7 時間 45 分）、一般的な勤務時間は、8 時 45 分から 17 時 15 分まで（休憩時間 12 時 15 分から 13 時まで）となっています。

1 日の勤務時間	週休日等の状況	備考（変則勤務の状況）
7 時間 45 分	週休日として、土曜・日曜日。休日として、 ①国民の祝日に関する法律に規定する休日、 ②12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ ①に掲げた日を除く）	消防(1 当務 2 日 4 週 8 休) 病院（特殊日勤者、3 交代 勤務者、救急診療勤務者 4 週 8 休）

### (2) 休暇取得状況

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇(忌引、結婚、夏季など)などがあります。  
(平成 25 年度)

休暇区分	取得職員数	対象職員に占める 取得割合	取得日数	職員一人当たり 休暇取得日数
年次休暇	567 人	98.3%	6,091 日	10.7 日
病気休暇	188 人	32.6%	1,600 日	8.5 日
特別休暇 (夏季休暇)	554 人	96.0%	1,657 日	3.0 日

※ 病院、水道、下水道事業会計及び消防本部、消防署を除く

※。

## 7 職員の分限及び懲戒処分状況（平成 25 年度）

### (1) 職員の分限処分等

分限処分には、免職(職員の身分をその意に反して失わせること)・休職(職を保有したまま職務に従事させないこと)・降任(上位の職から下位の職に降りること)・降給(同一級の下位の号俸に格付けを変更すること)の 4 種類があります。

失職は、法令の規定により当然にその職を失うことです。

処分事由（具体的事由）	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 〈地公法第 28 条第 1 項第 1 号〉						
心身の故障の場合 〈地公法第 28 条第 1 項 第 2 号、同条第 2 項第 1 号〉			8 人		8 人	
職に必要な的確性を欠く場合 〈地公法第 28 条第 1 項第 3 号〉						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃 職、過員を生じた場合 〈地公法第 28 条第 1 項第 4 号〉						
刑事事件に関し起訴された場合 〈地公法第 28 条第 2 項第 2 号〉						
条例で定める事由による場合 〈地公法第 27 条第 2 項〉						
計			8 人		8 人	

※上記「心身の故障の場合」の 8 人は実人数で、発令件数は 16 件。

## (2) 職員の懲戒処分等

懲戒処分には、戒告(職員の将来を戒めること)・減給(一定期間だけ給料の一部の支給を停止すること)・停職(職員の職を保有させたまま職員を職務に従事させないこと)・免職(職員の服務義務違反に対してその身分をその意に反して失わせること)の4種類があります。

訓告等は、懲戒処分には当たりませんが、当該義務違反等を放置しておくことが好ましくない影響を与えると認められるときに行われます。

処分事由(具体的事由)	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 〈地公法第29条第1項第1号〉						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 〈地公法第29条第1項第2号〉						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 〈地公法第29条第1項第3号〉						
計						

## 8 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等の従事許可

営利企業等への従事は、次の①～④の項目に該当しないと認められる限りにおいて許可されています。

- ① 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- ② 職員が就いている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ③ 営利企業等の実質上の経営責任者となる場合
- ④ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがある場合

申請区分	許可件数
平成25年住宅・土地統計調査指導員	1件(13人分)
平成26年度社会保障生計調査(平成25年度中に許可)	1件(10人分)

## 9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況

(平成25年度)

研修区分	科目	参加人数
組織内集合研修	問題発見・問題解決力強化研修、政策形成(基礎)研修、政策法務研修、マネジメント研修、管理者研修 ほか	574人
委託研修	市町村アカデミー、北海道市町村職員研修センター派遣 ほか	158人
派遣研修	北海道後期高齢者医療広域連合派遣 ほか	4人

### (2) 人事考課制度の実施状況

本市における人事考課制度は、地方公務員法第40条の規定に基づき、職員の業績、取組み姿勢、能力を客観的に評価し、その結果を人事給与上の処遇や職員の能力開発などに反映することにより、組織の活性化と公務能率の向上を図ることを目的としています。

### ① 対象者及び期間

平成17年度より課長職以上（医療職を除く）で実施しているほか、係長・主幹職については、現在、試行中です。また、人事考課の対象期間は、上期（4月1日～9月30日）と、下期（10月1日～3月31日）に区分しています。

被考課者	1次考課者	2次考課者
部長職	副市長等	市長
部次長職、課長職	部長職等	副市長等

注) 考課期間のうち2分の1以上を休職・休暇により職務に従事しなかった職員は、対象から除く。

### ② 目標の設定

被考課者が考課期間内に達成すべき目標を期首に設定し、考課者は期末に当該目標の達成度について評価します。

対象者	部長職、部次長職、課長職
目標設定の内容	① 組織目標 ② 個人目標 ③ 業務改革・改善に関すること
人事考課への反映	業績考課に反映

### ③ 面接の実施

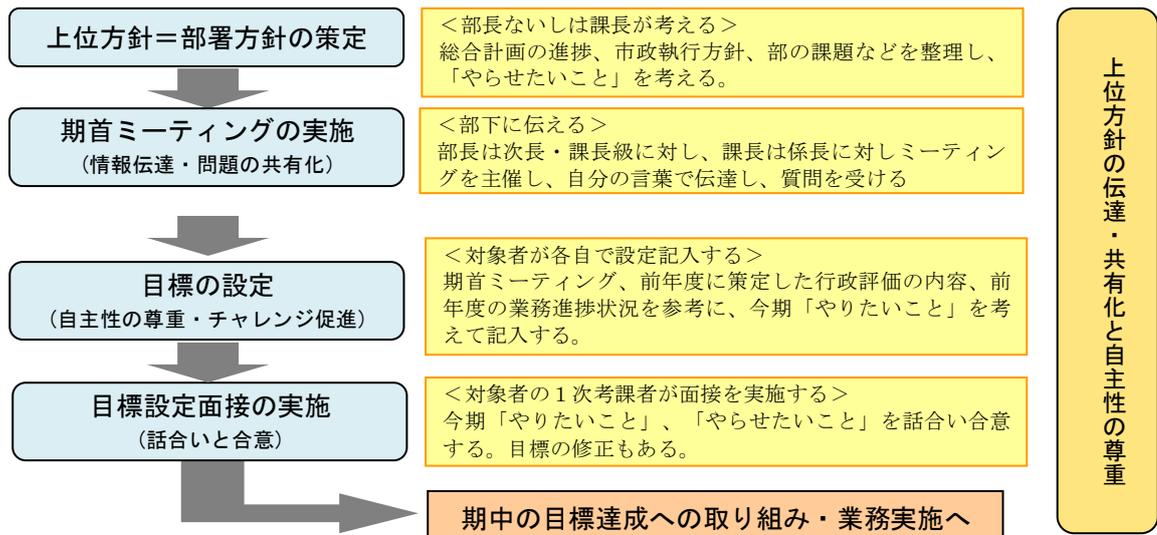
考課者は、半期ごとに期首ミーティングを開催し、目標設定のための組織課題を伝えます。一次考課者は、期首に「目標設定面接」を、期中に「中間面接」を、期末に「フィードバック面接」を実施し、被考課者への助言、動機付け、支援などを行います。

種類	実施時期	留意点・話し合う内容
目標設定面接	上期:4月 下期:10月	被考課者が設定した目標の確認及び必要に応じた修正を行い、考課者との合意により目標を決定。 ① 上司は「期首ミーティング」を実施。 ② 部下が設定した目標と上司の期待レベルを調整。
中間面接 (必要に応じ)	上期:7月 下期:1月	① 部下は自分の仕事、行動をアピールする。 ② 上司は目標達成に向けた部下への指導、支援を行う。
フィードバック面接	上期:9月 下期:3月	① 人事考課結果を次期能力開発、業務改善につなげる最も重要な面接。 ② 考課者は、自らの考課結果を伝えるとともに、被考課者の本人評価について聴取し、その上で一次考課を確定させる。

### ④ 人事考課の仕組み

考課は、次の3つの領域について、考課します。また、複数者による考課（多面的考課）を行い、それぞれが独立して考課する（考課者独立の原則）ことによって客観性を担保しています。

考課領域	内容	項目
業績考課	仕事の結果と為すべき職務行動の有無、出来栄等	業務遂行度(量的・質的)、目標達成度、組織管理等
意識姿勢考課	取組み姿勢や意欲、勤務態度等	職務達成責任、積極性・柔軟性、住民志向、機動性、規律性等
能力考課	知識・技能・技術の保有レベルと職務遂行に要求される能力の発揮レベル等	知識技術、理解判断力、応用企画力、説明対応・調整力、マネジメント力、指導育成力等



### ⑤ 人事考課結果の開示

考課結果等は、個人情報（人事情報）のため、原則として非公開ですが、市長が認めた場合、本人に限り、一部の情報を開示しています。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 労働安全衛生の取組状況

(平成 25 年度)

実施状況	内 容	対象者数・回数	参加者数
健康診断	総合、一般健診	889 人	863 人
健康に関する講演等	過重労働対策所属長向け説明会 元気回復講座 ほか	計 6 回	計 182 人
その他の取組み	職場巡視	4 回	

### (2) 厚生福利制度

地方公務員法第 4 2 条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、江別市役所職員福利厚生会（会員数 792 人）を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。それらの事業は、職員からの会費（平成 25 年度 14,417 千円）と市補助金（同 3,879 千円、単価：4,900 円）などにより運営されています。

### (3) 育児休業制度（平成 25 年度）

#### ① 新規取得者数

取得者数	男	女
7 人	0 人	7 人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6月	6月超～ 1年	1年超～ 1年6月	1年6月超～ 2年	2年超～ 3年
取得者数	0人	5人	3人	0人	2人
取得者全体に占める割合	0%	50.0%	30.0%	0%	20.0%

(4) 公務災害（平成25年度）

災害区分	認定件数	前年度認定件数
通勤災害	1件	4件
公務災害	2件	3件
計	3件	7件

## 11 公営企業職員の状況

### ■水道・下水道事業会計

#### (1) 職員給与費の状況

(平成 25 年度)

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	職員給与費率 (B/A)	前年度の 職員給与費率
千円 4,446,021	千円 393,439	千円 399,865	% 9.0	% 9.3

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当 <sup>※</sup>	期末・勤勉手当	計(B)	
人 68	千円 249,854	千円 58,772	千円 91,239	千円 399,865	千円 5,880

※ 退職手当を除く。

#### (2) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当の状況

支給月数等は前掲の普通会計職員と同じです。

区分	水道・下水道事業会計職員		普通会計職員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
平成 25 年度 決算額	60,254 千円	31,015 千円	623,211 千円	320,474 千円
1人当たり 平均支給年額	899,320 円	462,905 円	881,487 円	453,287 円

##### ② 退職手当の支給割合

支給割合は、普通会計職員と同じです。

##### ③ 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給します。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 25 年度決算)	0 千円		
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
札幌市	3%	1 人	3%

##### ④ 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 25 年度決算)	280 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算)	40,000 円
職員全体に占める支給職員の割合 (平成 25 年度決算)	10.3%
手当の種類 (手当数)	2 種類
手当の名称	水道下水道業務手当(①浄水場及びその附属施設の設備若しくは機器の維持管理又は薬品の取扱業務に従事した職員。②浄化センター及びその附属施設の設備若しくは機器の維持管理又は汚水若しくは汚泥の処理・検査業務に従事した職員。)

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。

支給実績（平成 25 年度決算）	25,589 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	533,114 円
支給実績（平成 24 年度決算）	19,980 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度決算）	454,080 円

※ 平成 25 年 4 月対象人数：48 人、平成 24 年 4 月対象人数：44 人

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 25 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 25 年度決算）	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）
扶養手当	※内容等は普通会計職員と同様です。			7,405 千円	264,480 円
住居手当				5,784 千円	115,680 円
通勤手当				3,469 千円	84,620 円
管理職手当				6,147 千円	558,836 円
寒冷地手当				5,892 千円	90,651 円

(3) 特別職の給料の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当 （平成 25 年度支給割合）	退職手当
水道事業管理者	618,000 円	3.95 月分(6月:1.9,12月:2.05)	給料月額×在職年数×2.618

※ 退職手当は、任期満了後に北海道市町村職員退職手当組合より支払います。

(4) 育児休業制度（平成 25 年度）

① 新規取得者数

新規取得者数	男	女
1 人	1 人	0 人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6 月	6 月超～ 1 年	1 年超～ 1 年 6 月	1 年 6 月超～ 2 年	2 年超～ 3 年
取得者数	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
取得者全体に占める割合	50%	0%	0%	0%	50%

(5) 公務災害（平成 25 年度）

災 害 区 分	認定件数	前年度 認定件数
通勤災害	1 件	0 件
公務災害	3 件	1 件
計	4 件	1 件

■病院事業会計

(1) 職員給与費の状況 (平成 25 年度)

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	職員給与費率 (B/A)	前年度の 職員給与費率
千円	千円	千円	%	%
6,700,053	86,015	2,433,313	36.3	36.9

職員数 (A)	職 員 給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当*	期末勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
366	1,319,289	637,597	476,427	2,433,313	6,648

※ 退職手当を除く。

(2) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の状況

支給月数等は前掲の普通会計職員と同じです。

区 分	病院事業会計職員		普通会計職員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
平成 25 年度 決算額	314,580 千円	161,847 千円	623,211 千円	320,474 千円
1人当たり 平均支給年額	859,508 円	442,204 円	881,487 円	453,287 円

② 退職手当の支給割合

普通会計職員と同じです。

③ 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給します。なお、支給割合は、普通会計職員と同様です。  
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績（平成 25 年度決算）	0 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	0 円

④ 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。  
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績（平成 25 年度決算）	282,195 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	1,119,821 円
職員全体に占める支給職員の割合 （平成 25 年度決算）	71.8%

手当の種類（手当数）	11 種類
代表的な手当の名称	医療業務手当（①正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は助産の業務に従事した職員。②精神科病棟において患者の看護に従事した看護職員。③放射線業務における、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった診療放射線技師、看護師、准看護師及び臨床工学技士。外）

### ⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。

支給実績（平成 25 年度決算）	100,131 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	330,466 円
支給実績（平成 24 年度決算）	85,874 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度決算）	276,122 円

※ 平成 25 年度対象人数：303 人、平成 24 年度対象人数：311 人

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 25 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### ⑥ その他の手当

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 25 年度決算）	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）
扶養手当	※内容等は普通会計職員と同様です。			28,494 千円	197,877 円
住居手当				37,051 千円	191,975 円
通勤手当				18,589 千円	76,185 円
管理職手当				66,626 千円	1,359,713 円
夜間勤務手当				30,624 千円	202,810 円
寒冷地手当				29,678 千円	84,552 円
宿日直手当	宿日直を行った職員に 1 回当たり医師 25,000 円、薬剤師、放射線技師及び臨床検査技師 7,800 円を支給。	異なる	医師及び薬剤師の支給金額	23,223 千円	829,389 円

### (3) 厚生福利制度

地方公務員法第 42 条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、江別市立病院院友会（会員数 426 人）を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。事業は、職員による会費（平成 25 年度 8,900 千円）と市補助金（同 1,507 千円）などにより運営されています。

#### (4) 育児休業制度（平成 25 年度）

##### ① 新規取得者数

新規取得者数	男	女
11 人	0 人	11 人

##### ② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6 月	6 月超～ 1 年	1 年超～ 1 年 6 月	1 年 6 月超～ 2 年	2 年超～ 3 年
取得者数	8 人	10 人	1 人	0 人	0 人
取得者全体に占める割合	42.1%	52.6%	5.3%	0%	0%

#### (5) 公務災害（平成 25 年度）

災害区分	認定件数	前年度 認定件数
通勤災害	1 件	2 件
公務災害	4 件	8 件
計	5 件	10 件

## 12 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、公平、公正な行政を確保するため、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置された自治体の執行機関（行政委員会）のひとつです。

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 25 年度は、勤務条件に関する措置について要求がありませんでした。

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 25 年度は、懲戒処分に係る不服申し立てがありませんでした。

### (3) 苦情相談に関する処理の状況

平成 25 年度は、苦情相談に関する処理がありませんでした。